

○平省令財務省告示第百八十九号  
平成二十六年五月十二日第五条第十ー項の規定に基づき、  
平成二十六年五月十二日告示する。昭和五十七年大蔵  
省令第三十号  
平成二十六年五月十二日告示する。

行省令國債の發行等に關する省令  
平成二十六年五月十二日告示する。  
第一項の規定に基づき、  
平成二十六年五月十二日告示する。

二　一　　の法發号名稱及び根柢記  
二　一　　條律行稱及び根柢記  
三　　の法發号名稱及び根柢記  
四　　發用振替等替法の適行方法の適法

のし定あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利  
決、めつ入入。へ格替適下(平成十三年法律第七十五号)  
定価らて札札に以を機用「債、株式等の振替に  
を格れれたと發よる「争は受けけるも」  
受け競争利入率競にと行格付本銀のう。  
各札を申に込おみいのにて利応募率い札格格とる。そ規  
募入とてで競競い入の定

## 五

ハロイ  
方募

・別債行争非者特国札非  
第参市及入価・別債発競  
II 加場び札格第参市行争  
非者特国発競 I 加場入行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のによ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価  
入場も加、た価格国定特あ争争す得格  
札特の者財後格競債め別つ入るらを  
発別にご務に競争市る参て札札もれ募  
行参よと大行入札特の者財同行に価額  
一加るに臣わ札發別にご務時一よ格に  
と者発応がれの行参よと大にとるをよ  
い・行募各るう第へ限國入募一加るに臣行い發そり  
。II以度債札のい・行募各れ。(以發重  
非下額市札のい・行募各れ。(以發重  
価一を場で決う第へ限國る、  
格国定特あ定。I以度債入価一価均  
競債め別つを及非下額市札格非格し

三 八 口

六

一

発

非者特國行争	非者特國	札非	入価	入価
価・別債	入価・別債	発競	札格	行札格
格第參市	札格第參市	行争	發競	發競
競II加場	發競I加場	入	行争額	行争

でた条特でた条特万で利第別一千国項のの百つ定う額  
七利第別二利第別四利第別円一付一會平七債の特確万に面  
百付一會千付一會十付一會兆國項計成百に規例保円て基、金  
二国項計四国項計億国項計三債のに二一つ定にを、はづ財額  
十債のに九債のに千に規関十億いに關圖財政で  
五に規関五百に規関千に規関七つ定す六千九百七十萬円  
億つ定す二つ定す百いにる三百九十九年  
円いにる円いにる三百九十九年  
て基法て基法万て基法億はづ法律予算  
、づ律、づ律円、づ律千、き第  
額き第額き第九額發四分  
面發四面發四百面行十  
金行十金行十三金し六  
額し六額し六十額た條  
額し六

口	イ	一	發	振額最	二	ハ	口	イ	払
国	札	非	入	価	發	替	低	行	争
債	發	競	札	格	行	額	入	価	入
市	行	争	發	競	行	面	札	格	札
場	、	入	行	争	格	位	第	參	金
十	額	格	十	額	平	す	額	の	行
八	面	六	面	成	る	の	記	替	争
錢	金	錢	金	二	。	整	載	法	込
額	以	額	十	數	又	の			入
百	上	百	六	倍	は	規			札
円	の	円	年	の	記	定			金
に	そ	に	五	金	錄	に			行
つ	れ	つ	月	額	は	よ			争
き	ぞ	き	十	に	、	る			込
九	れ	九	二	よ	最	振			入
十	の	十	日	る	低	替			札
九	応	九	も	額	口				金
円	募	円	の	面	座				行
九	価	九	と	金	簿				争

の経利入価・別債行争非者特  
払過札格第参市及入価・別  
込利発競Ⅱ加場び札格第参  
み子率行争非者特国發競I加

(二)

額け住よるがをじ額よに座も係  
る者り場非発たにりつにのる  
所又算合居行金百算い記と所  
得は出に住時額分出て載し得  
税外しは者にへのしは又て税  
の国た、又おた二た、は振が  
税法金前はいだ十金前記替源  
率人額記外てし・額記録口泉  
をがに(一)國取、三か(一)さ座徵そ  
乗適当の法得当一らのれ簿収の  
じ用該算人す該五當算る中さ利  
たを非式でる國を該式ものれ子  
金受居にあ者債乗金にの口るに  
)を控除することができ  
る。

額面金額の総額× $\frac{0.6}{100} \times \frac{53}{365}$

(一)年  
む十式は○  
も号に、募・  
のによ払入六  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

二十九  
十  
九  
八  
七  
六  
十  
五

十四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限  
後第  
の二  
利期  
子以

初期  
利子

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
二十大銀金三をそ払三  
大臣行額十支の期月  
六から百六払日と二  
年年う以し十  
五通知に三。前、日  
月知つ月六各及  
十二月をき二月支び  
日受け百十間払九  
た者円日に期月  
者屬に二  
すお十  
るい日

規下は期た期平  
額定、が金と成  
する次そ銀額し、十  
号の行を  
 $\frac{額面金額 \times 0.06}{100 \times 2} + 1$   
期及翌休支次  
日び営業の年  
に第業う算九  
つ十日。式月  
い六ににたに二  
て号支當だよ十  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
。いへと支出支  
。て以き払し払